

## 海外療養費について

**Q1 海外においても「国民健康保険」は適用されるのですか。**

**A1** 「国民健康保険被保険者証」は、海外では使用できません。しかし、海外旅行中に病気や負傷をして、海外の病院等で治療を受けた場合の医療費は、海外療養費として申請をすることが出来ます。

**Q2 海外療養費は、どこに申請するのですか。**

**A2** 海外渡航中に病気や負傷の治療を海外の病院等で受けたときは、帰国後に必要な書類と領収書の原本を添えて保険者（所属する市町村又は国保組合）に申請することで費用の一部が支給されます。

**Q3 海外療養費の申請の際に、必要な書類はどのようなものですか。**

**A3** 海外療養費を申請するにあたっては、次の書類が必要となります。

- 1 療養費支給申請書
- 2 診療内容がわかる医師の診療内容証明書及び領収明細書
- 3 診療内容証明書及び領収明細書が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文が必要となります。（翻訳者の住所、氏名を記載してください。）
- 4 領収書の原本（明細を含む）

注) ア 診療内容証明書、領収明細書については、様式をご参照ください。

イ 患者が、診療内容証明書及び領収明細書に海外の担当医師から証明をもらうこととなりますが、上記書類を持たずに治療を受けた場合は、診療内容のわかる書類とその証明が必要となります。

ウ 診療内容証明書、領収明細書は、病院ごと、診療月ごと、入院、外来ごとに、それぞれ記入をする必要があります。

**Q4 海外療養費の申請の際に、診療の内容がわかる書類がない場合は、申請できないのですか。**

**A 4** 診療の内容がわかる書類がない場合には、基本的には療養費は支給できません。

**Q 5 海外療養費の申請手続きを教えてください。**

**A 5** 次の手順に従って保険者（所属する市町村又は国保組合）に申請手続きをします。

- 1 患者ごと、病院等（医科、歯科、調剤）ごと、診療月（病院等にかかった月）ごと、入院、外来ごとに診療内容証明書及び診療明細書等をまとめます。
- 2 領収書の原本を添付します。
- 3 1でまとめた書類それぞれに、療養費支給申請書を添付します。療養費支給申請書は、保険者（所属する市町村又は組合）の国保の窓口に記入の方法を含め確認ください。
- 4 療養費支給申請書の「療養の給付を受けることができなかった理由」欄又は、「支給申請した理由」欄に渡航目的と治療を受けた国名を記載してください。
- 5 日本語の翻訳分のあることを確認して書類を提出します。

**Q 6 海外旅行中の病気や負傷の治療費は、全額支給されるのですか。**

**A 6** 海外療養費として支給される額は、海外の病院等で発行された診療内容証明書及び領収明細書、領収書に基づいて、同様の治療を日本国内の病院等で受けた場合の治療費と比較して金額を算出します。

比較した金額の小さい方を支給額とし、そこから患者一部負担金を控除した額が支給金額となります。

海外での治療は保険診療とは違います。病院等の提示した金額を支払うこととなりますので、全額支給されるものではありません。

**Q 7 海外での治療は、全て支給対象になりますか。**

**A 7** 海外療養費の支給対象は、日本国内において国民健康保険の適用を受ける範囲と同様、保険診療の範囲内での給付になります。

また、次のような場合は、支給対象になりません。

- 1 歯列の矯正、歯の健康診断

- 2 歯の治療の際、保険診療で認めていない材料を使用した場合
- 3 日本では、保険適用とされていない臓器移植や人工授精等の不妊治療、性転換手術等
- 4 美容整形
- 5 差額ベッド代
- 6 治療目的での渡航（治療目的中に発生したその他の治療も含みません。）
- 7 出産目的での渡航（里帰り出産）

**Q 8 海外療養費の外貨は、どのように換算するのですか。**

**A 8** 海外療養費の支給額の算定に際しては、支給決定日の外国為替換算率を用います。この支給額に一円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

**Q 9 民間の傷害保険等から保険金が支払われた場合には、海外療養費の申請はできないのでしょうか。**

**A 9** 海外療養費の額は、たとえ、患者が加入する民間の傷害保険等から保険金が支払われた場合でも申請することができます。ただし、申請する際に添付する書類等は、原則原本となります。

**Q10 海外療養費を受けることのできる期間を教えてください。**

**A10** 海外の治療費を支払った日の翌日を起算日として二年間です。二年を経過したときは請求権（保険給付を受ける権利）の時効となります。